

I. 教育環境向上と老朽化対策の一体的整備事例

- | | | |
|------------|-------|----|
| 北海道 黒松内町 | | |
| 1. 黒松内小学校 | | 65 |
| 福島県 矢吹町 | | |
| 2. 矢吹小学校 | | 67 |
| 愛知県 北名古屋市 | | |
| 3. 西春中学校 | | 69 |
| 和歌山県 新宮市 | | |
| 4. 王子ヶ浜小学校 | | 71 |
| 福井県 福井市 | | |
| 5. 順化小学校 | | 73 |

II. 特色ある取組事例

- | | | |
|--|-------|----|
| 1. 教室空間の改善・充実 | | 75 |
| 富山県 南砺市立井波中学校
岩手県 陸前高田市立高田東中学校 | | |
| 2. 特別教室の創造的空間への転換 | | 76 |
| 東京都 筑波大学附属小学校
神奈川県 小田原市立新玉小学校 | | |
| 3. 工夫による学習空間を創出 | | 77 |
| 京都府 京都教育大学附属桃山小学校
大阪府 田尻町教育委員会 | | |
| 4. 地域に根差した教育環境の整備 | | 78 |
| 滋賀県 近江八幡市立桐原小学校
岐阜県 瑞浪市立瑞浪北中学校 | | |
| 5. 多様な教育的ニーズに対応した環境の整備 | | 79 |
| 北海道 黒松内町立黒松内小学校
岐阜県 岐阜市立岐阜小学校
神奈川県 神奈川県立秦野養護学校／秦野市立末広小学校 | | |

1 - 1 . 黒松内小学校

北海道寿都郡黒松内町

学校規模 6 (3) 学級、120人
 敷地面積 20,562㎡
 保有面積 校舎：2,788㎡/屋体：749㎡
 構造 校舎：RC造2階建/屋体：S造2階建
 竣工年 1981 (昭和56) 年

※学級数のカッコ内は特別支援学級数を表す。



■ 整備の背景

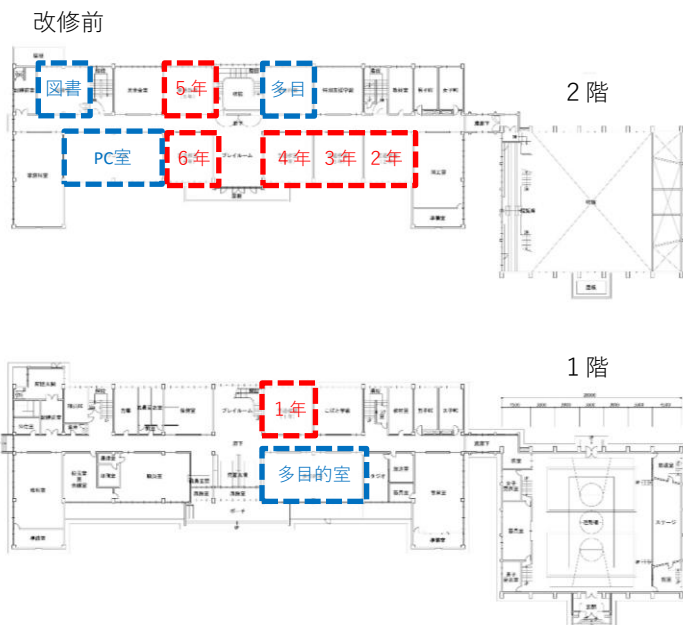
竣工 (1981 (昭和56) 年) から30年以上が経過し、老朽化と耐震性の両面で改善の必要があった※。環境省の「学校エコ改修と環境教育事業」モデル校であった同町の黒松内中学校の取組 (平成 18、19 年度実施) を踏まえ、耐震補強と老朽改修により安全性を確保しつつ、多様な学習空間の創出と豊かな学習空間の形成を図り、環境に配慮した施設へと改修した。

(※) 改修前のIs値は、校舎が0.62、屋内運動場が0.09。

■ 整備スケジュール

全体工期	平成22年7月～平成25年2月
委員会・ワークショップ等	平成22年7月～平成23年1月
基本設計	平成22年6月～平成23年3月
実施設計	平成24年3月～平成24年6月
施工	平成24年8月～平成25年2月

■ 平面図



■ 長寿命化改修の主な内容

【建物の耐久性を高める改修】

- ・構造体の耐震補強
- ・高耐久性外装 (ガルバリウム鋼板) の採用
- ・空調・給排水・電気のパイプ、配線、キュービクルの更新
- ・設備機器、配線を機械室に集約

【暖かく快適な環境を生み出すエコ改修】

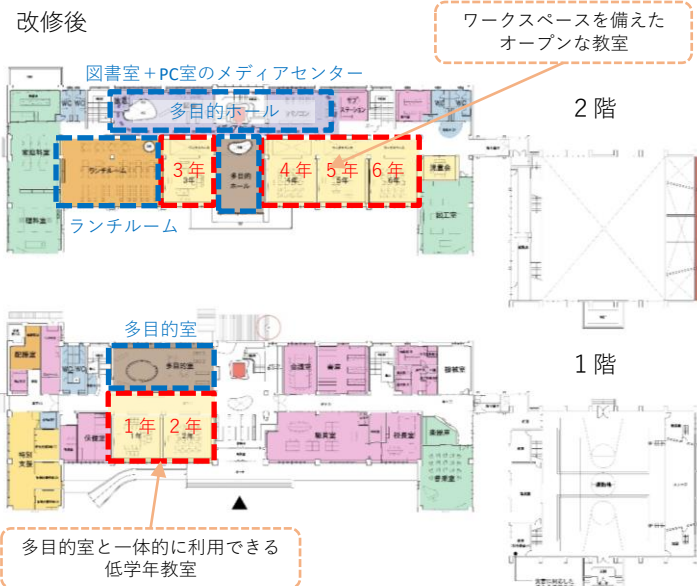
- ・外壁・屋上外断熱、基礎断熱による熱損失低減
- ・複層ガラス (Low-E) + 樹脂製断熱サッシの採用
- ・自然通風、夜間換気の利用
- ・地中熱ヒートポンプを活用した床暖房システム
- ・LED照明の採用、照度センサー、人感センサーの設置
- ・太陽光発電パネルの設置 (屋内運動場壁面)

【現代の社会的要請に応じた改修】

- ・スロープ、エレベーターの設置によるバリアフリー化
- ・校舎内に明るさを導く高窓、上下階の結びつきを高める吹抜の設置
- ・図書室、パソコン室等からなるメディアセンターや多目的ホールを中心に据え、学校全体の教室配置を見直し
- ・木を活かしたぬくもりを感じる内装、家具
- ・備蓄倉庫の整備 (屋内運動場)

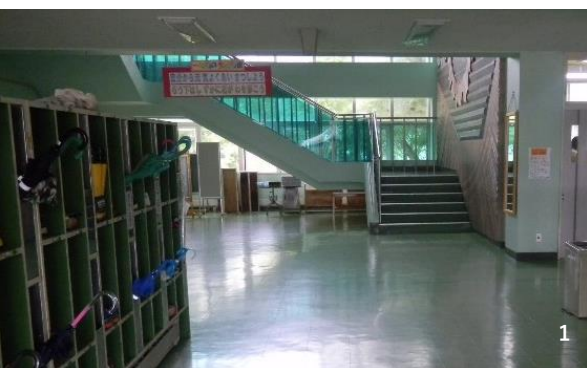
■ 参考

- ・学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～ (平成26年1月 文部科学省)



■ 一体的整備における課題等

区分	施設整備時において課題となった点、苦勞した点等	課題等への対応
●設計プロセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理、関係者の合意形成等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計に先立ち、小学校教職員、PTA、父兄代表、町長部局、教育委員会からなる「黒小エコ改修マスタープラン検討委員会」を立ち上げ、具体的な計画を検討したほか、パブリックコメントにより町民意見を反映し、マスタープランを策定。 ・工事期間中は、児童や保護者、教職員、学校関係者等の学校改修への関心を高めることや記憶づくりを狙いとして、工事見学会を実施。
●教育環境向上の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の学校規模や設備を最大限生かし、多様な学習空間を創出し、豊かな教育環境を実現する。 ・廊下が暗く、断熱性能が低いために温度差が大きいなど、劣悪な室内環境をエコロジカルに改善し、維持管理における将来負荷の低減を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修前の中廊下型教室配置や上下階の閉鎖性を改善するため、間仕切を最小限にしたワンルームのフロア構成や上下階を吹抜等で一体化した“大きな家”のような空間を目指した。昇降口ホールから中央階段を上がった多目的ホールとメディアセンターを中心として、教室等を再配置した。 ・トップライトと吹抜の設置により光を1階に届け、空気の流れを作るとともに、外断熱やサッシの改修により断熱性能を高め、温熱環境を改善。 ・外装及び屋根に耐候性に優れたガルバリウム鋼板を採用し、躯体を保護。設備機器、配線を機械室に集約することで、設備の維持管理や更新を容易にしている。
●構造体の改修範囲の見極め	<ul style="list-style-type: none"> ・改修範囲の見極めについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンルームのフロア構成、上下階の一体化を目指すため、耐震補強を考慮した上で、必要最小限の耐力壁を残し、さらに吹抜や高窓を設置。
●整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の抑制について 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修事業とすることで事業費が縮減できるとともに、現在の規模を基準として今後の活用を検討することができる



1



2

吹抜を設けて木質化することで校舎の入口を明るく温かみのある空間とした。
 (1. 改修前、2. 改修後)

エレベーター設置によるバリアフリー化、床暖房による温熱環境の向上も図っている。



3



4



5

3. 改修前の中廊下型教室配置。

4. トップライトを設けるとともに教室をオープン化することで廊下に自然光を取り入れている。(中央の白い柵は1階との間に設けられた吹抜。採光や通風とともに上下階を緩やかにつなぐ。構造面で減築の効果も見込んでいる。)

5. 既存の中廊下部分を普通教室に隣接したワークスペースとし、新たな通路部分とは掲示板を兼ねたオリジナルの家具で区分している。

6. 図書室とPC室を再配置して作られたメディアセンター。改修当時はパソコン教室等として想定されていたが、オープンな空間であるため、1人1台端末など環境や使い方の変化に柔軟に対応している。



6

1-2. 矢吹小学校

福島県西白河郡矢吹町

学校規模 6 (2) 学級、201人
 敷地面積 23,086㎡
 保有面積 校舎：4,583㎡／屋体：1,306㎡
 構造 校舎：RC造3階建／屋体：S造2階建
 竣工年 1965 (昭和40) 年

※学級数のカッコ内は特別支援学級数を表す。



■ 長寿命化改修の主な内容

- ・断熱改修（断熱材新設、二重ガラスに交換）による快適性の向上
- ・建物躯体の長寿命化（躯体補修、一部補強）
- ・教室配置及び設えの機能改善、質的向上（2室→1室化、小教室等の新設）
- ・内装木質化、美装化による学習環境の向上
- ・屋上防水全面更新（既存防水に新設防水を被覆）
- ・太陽光発電システム（90kW）設置によるランニングコスト低減
- ・BEMS（Building Energy Management System）方式を用いた発電・使用エネルギー可視化によるエネルギー管理
- ・電気設備器具（LED照明、コンセント他）及び配線・配管全面交換
- ・機械設備器具（節水型便器、換気扇他）及び配管全面交換

■ 整備の背景

1969（昭和44）年竣工の西校舎と1982（昭和57）年竣工の東校舎からなり、西校舎は2010（平成22）年に耐震改修を実施したが、いずれも老朽化が進み、各種設備をはじめとした諸機能にも問題を抱えていた。

厳しい財政状況の中、事業費の抑制が求められたことや、学校敷地が狭く改築のスペースを確保することが困難なこと等を総合的に勘案し、スーパーエコスクール事業により長寿命化改修を実施することとした。

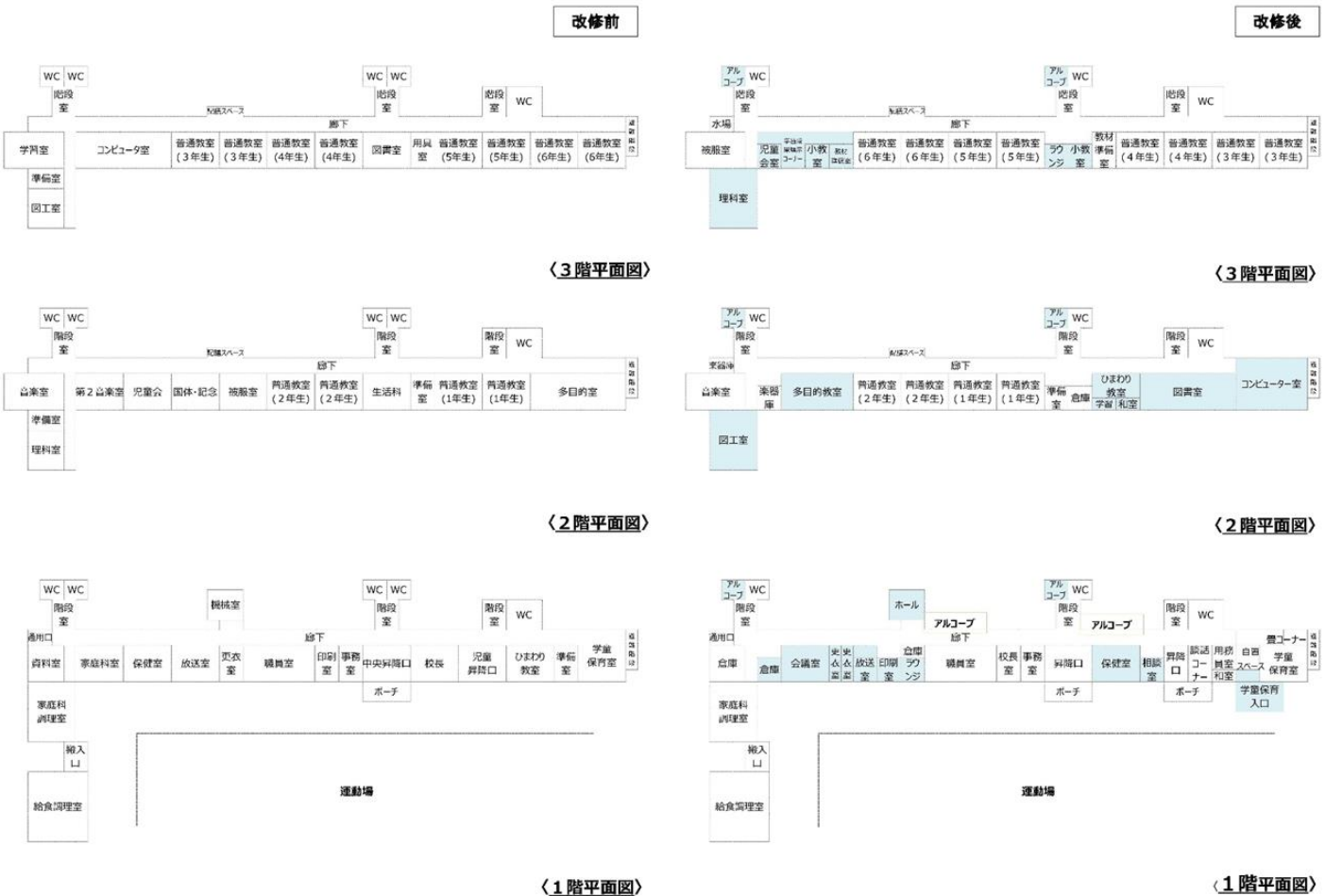
■ 整備スケジュール

全体工期	平成24年6月～平成28年9月
基本計画策定	平成24年 6月～平成25年3月
委員会・ワークショップ等	平成24年 6月～平成25年3月
設計	平成25年 6月～平成26年3月
施工	平成26年10月～平成28年9月

■ 参考

- ・学校施設の長寿命化改修に関する事例集（平成29年3月 文部科学省）

■ 平面図



■ 一体的整備における課題等

区分	施設整備時において課題となった点、苦勞した点等	課題等への対応
●設計プロセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理、関係者の合意形成等について ・施工段階の意思疎通について ・庁内の実施体制 ・設計者の選定について 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識者、地区代表者、学校代表者、保護者等による「矢吹小づくり検討委員会」を組織して6回の会議を開催。課題の整理及び整備水準等の検討を行い、「矢吹小学校改修基本計画報告書」を策定。 ・事業着手後は定期的に工程会議を開催し、学校、教育委員会、施工業者の連携を密にしながら、学校運営や学習環境への配慮及び安全対策に努め、施工をスムーズに進めた。 ・本事業に先立って実施された中学校の改築事業（H22～25）の際に教育委員会に設置された担当部署（発足当時、施設整備室。H24から施設整備係）が引き続き担当した。 ・経験のある事業者を選定するため、地区限定とならないよう指名競争入札とした。
●教育環境向上の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・温熱環境の改善について ・教育環境の向上について ・居ながら改修について 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や建具の改修により断熱性能を高めるとともに、廊下に扉を設けて学年単位で区画し、暖房効率を改善した。 ・内装木質化によりイメージを一新した。普通教室の前面、黒板周囲には壁面収納を設け、教材・教具の収納スペースを確保したほか、教室背面には隣の教室との間に折戸を設置し、合同授業など多様な活用を可能とした。 ・トイレの余剰スペースをアルコーブに改修し、廊下の壁を一部撤去して多目的スペースとするなど、空間に広がりや変化を持たせた。 ・2教室分を繋げて図書室を整備し、隣接するコンピューター室とともに学校の中心となる場所を設けた。 ・特別教室や体育館の使用が制限されたが、カリキュラムの変更や、一つの特別教室を複数の科目で利用するなどの工夫で対応した。また、授業への影響を考慮して音の出る工事を休日を実施するなどした。
●構造体の改修範囲の見極め	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改修の判断について 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の劣化状況を事前に調査したところ、経年劣化により建物内外の構造躯体にひび割れやモルタルの浮きが見られたが、コンクリート圧縮強度や中性化の状態などから、改築によらず、長寿命化改修が可能と判断。
●法的制約や法解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・当初整備時（S44）に無かった建築基準法の「竪穴区画」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴区画を設置して対応。
●施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流、地域開放について 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室等を設置し、地域住民の打合せ等の場所を確保。
●整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の抑制について 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎を設置せず「居ながら改修」としてコスト減を図った。



1



2



3



4



5

1. 内装木質化によりイメージが一新された、明るく温かみのある室内空間。
2. 暖房効率を高め、温熱環境を改善するために階段室と廊下の間に扉を設置。
3. 明るく清潔感のある節水トイレ。
4. トイレの余剰スペースを活用したアルコーブ。
5. 学年の連携を図るため教室間の壁面に設けられた扉（折戸）。

1-3. 西春中学校

愛知県北名古屋市

学校規模 11 (2) 学級、344人
敷地面積 6,468㎡
保有面積 校舎：4,672㎡ / 屋体：1,482㎡
構造 校舎：RC造3階建 / 屋体：S造2階建
竣工年 1947 (昭和22) 年
※学級数のカッコ内は特別支援学級数を表す。

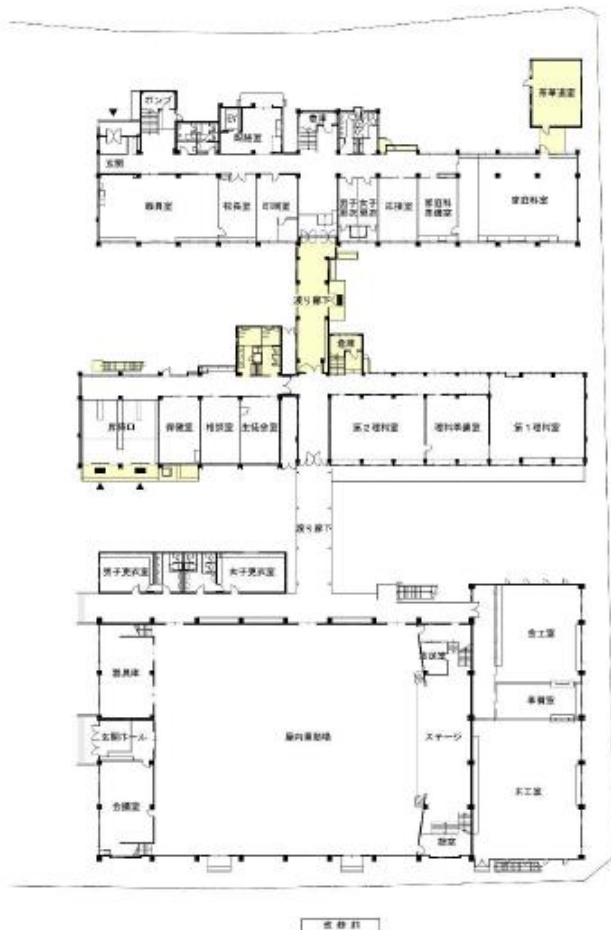


■ 整備の背景

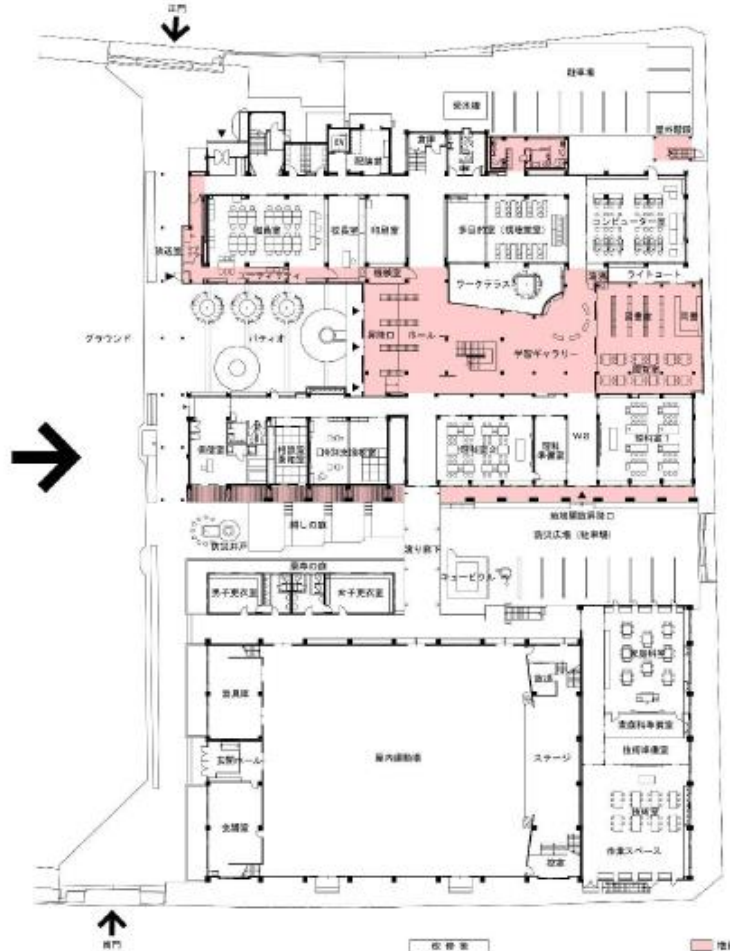
1958 (昭和33) 年築の南校舎と1963, 1974 (昭和38, 49) 年築の北校舎が渡り廊下でつながる昭和期の典型的な学校であり、耐震性能の不足とともに「夏暑く冬寒い」「暗くて狭い」「居場所がない」など、教育、生活環境の悪化が見られたため、エコ改修事業により、耐震性の確保と教育環境・温熱環境の改善を図った。

■ 平面図

改修前後 1F PLAN



改修前平面図



改修後平面図

■ 長寿命化改修の主な内容

【耐震性の確保】

- ・鉄骨ブレースの設置 (北校舎)
- ・PC製アウトフレームによる補強 (南校舎)
- ・日射侵入防止を考慮

【温熱環境の改善、エコ改修】

- ・断熱・遮熱 (屋上・壁面緑化、二重屋根、複層ガラス等)
- ・採光・通風 (可動ライトシェルフ、地窓・自然給気口等)
- ・省エネ・創エネ (太陽光発電、太陽熱利用、雨水利用等)
- ・設備機器 (人感センサー、節水型器具等)

【教育環境の向上】

- ・中庭部分への増築 (昇降口、メディアセンターを配置し地域へ開放)
- ・ゾーニングの刷新 (学年毎のまとまり、特別教室の集約)
- ・オープンスペースの創出 (教室と廊下の間を可動間仕切に更新)

■ 整備スケジュール

全体工期 平成17年～平成20年10月

委員会・ワークショップ等 平成17年 ～平成18年

- 1 啓発活動 (PR活動) ・プレワークショップ【3回】
- 2 教職員ワークショップ【2回 (全職員)】
- 3 住民参加ワークショップ【2回】
- 4 施工ワークショップ【1回 (全生徒) + 2回 (希望者)】
- 5 勉強会・完成後の振り返り【継続的に開催】

設計 平成18年10月～平成19年 3月

施工 平成19年 8月～平成20年10月

■ 参考

- ・学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～ (平成25年3月 文部科学省)
- ・新たな学校施設づくりのアイデア集 (平成22年1月 文部科学省)

■ 一体的整備における課題等

区分	施設整備時において課題となった点、苦勞した点等	課題等への対応
●設計プロセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・エコスクールの必要性、地域と学校の関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前から検討してきたエコスクールの必要性、地域と学校の関係づくりと改修アイデアを建築設計業務に最大限生かすため、創造性豊かで高い技術力を有する設計者を公募型プロポーザル方式で選定。 ・選定の際には、教員、学校関係者及び地域住民にできるだけ設計に参加してもらうことができるよう留意。 ・設計段階では、学校の教職員を対象としたワークショップを2回、生徒や保護者、市民参加のワークショップを3回開催し、学校が抱えていた問題点を抽出し、改修計画に反映。 ・工事の定例会議には必ず教職員にも参加してもらった。
●教育環境向上の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・北と南の校舎が渡り廊下でつながる典型的な校舎。生徒からは「夏暑い」「冬寒い」「暗くて狭い」「居場所がない」などの声が圧倒的に多い ・個々の教室は機能しているが、「多様な学習空間」「教室を補完連携する機能」が不足している ・居ながら改修時の教育環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・可動ライトシェルフを設置することで拡散光を間接的に取り入れて明るさの均一性を高めるとともに、卓越風向を吟味し、地窓や自然給気口を設け、風の塔に設置する自然換気窓によりドラフト換気・ナイトパーズが行える計画とするなど、温熱環境の改善を図った。 ・ゾーニングの刷新（各階に点在していた特別教室を1階に集約、上階は普通教室4クラスと1多目的スペースを1ユニットとし、学年ごとにまとまれるよう改修） ・教室と廊下間に全開放できる建具を用い、多目的スペースを確保することで、チーム・ティーチングや少人数学習など多様な学習形態とあらゆる学習集団単位に柔軟に変化し、将来の拡充にも対応可能な「可変する空間」として改善が図られた。 ・使われていなかった中庭に図書室、コンピューター室、多目的室等の機能を集約したメディアセンターを増築し、地域に開放できる計画とした。 ・受験を控える3年生のみグラウンドの一角に仮設校舎を建設。 ・使用教室と工事エリアを極力離し、自然光、自然通風の入る仮設養生。 ・音の問題から、土曜や夏休みの活用のほか、テストのために工事を止めるなどの対応が求められた。
●構造体の改修範囲の見極め	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォール・ゲダー形式校舎の改修範囲見極め ・耐震性能の維持と向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・緻密な既存調査と計画案の比較検討。 ・建物の軽量化（防水押エコンクリート・ならし珪砂撤去等）による耐震性能の向上。
●法的制約や法解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・既存適及を受けるため原則現行法を満たす改修が必要 ・建築確認申請を伴う居ながら改修は仮使用申請が必要となり、工事期間中も現行法を満たす安全対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・前例がない計画（当時）であり事前協議に時間を要したが、入念な協議と審査機関（県）の協力により対応。
●施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・継続の難しさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の許容、都度精算できる対応。
●整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・設計にない老朽化箇所が後から見つかるなど、施工段階での変更が生じる ・一般的な改修に比べ、緻密な企画が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事では、設計段階で入念な既存調査をした上で、設計変更の許容、柔軟な予算措置が求められる。 ・長寿命化は機能向上であり、適切にコストをかける必要がある。基本計画・基本設計期間の確保や目指す方向の共通認識が必要。



1～3. 木質化された教室・廊下。教室と廊下を隔てる壁は可動間仕切とし、教室の温熱環境にも配慮しつつ、多様な学習に対応。教室が広くなった印象を受けた、との声も。

4. 階段室を利用した自然換気による温熱環境の改善。太陽光パネルの設置や屋上緑化など、環境面に配慮した改修を行うことで光熱費も削減。

5. 使われていなかった中庭にメディアセンター（図書室・オープンスペース・昇降口）を増築し、校舎の中心とした。

6. 増築部に設けられた昇降口。



1. 「すべての学校でエコスクールづくりを目指して」（文部科学省）より

1-4. 王子ヶ浜小学校

和歌山県新宮市

学校規模 12 (5) 学級、334人
敷地面積 13,546㎡
保有面積 校舎：5,644㎡／屋体：838㎡
構造 校舎：RC造3階建／屋体：RC造2階建
竣工年 1981 (昭和56) 年

※学級数のカッコ内は特別支援学級数を表す。



■ 長寿命化改修の主な内容

【老朽改修】

- ・トイレ改修
- ・外壁改修
- ・内装改修

【教育環境の向上】

- ・増築により各教室の空間を拡充。アルコーブやデンを配置。
- ・増築により図書館を学校の中心に配置
- ・校長室と職員室をグラウンドが見える位置に移動するなど、レイアウトを見直し
- ・スロープを設置しバリアフリー化
- ・地域材を用いた内装木質化によりイメージを刷新
- ・給食調理室を児童の動線と交錯しない位置へ移設するとともに、面積を拡充しドライ化
- ・太陽光パネル（避難用電源）の設置

■ 整備の背景

市の教育環境整備計画審議会答申において、小学校4校を2校に統合して適正規模化する方針が示された。

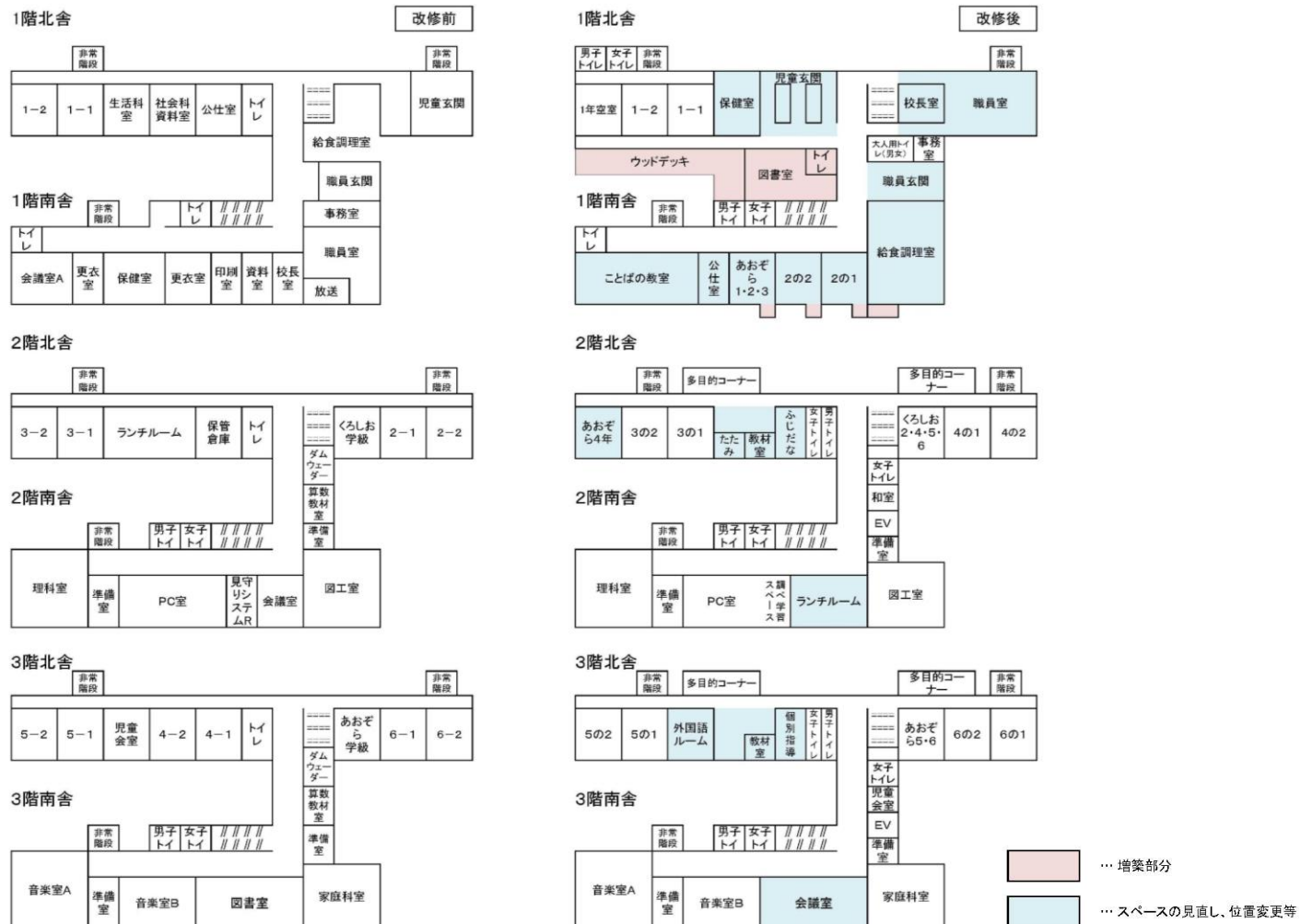
統合前の旧蓬萊小学校は1955 (昭和30) 年築の校舎の老朽化が著しく、改築が望まれていたが、もう一方の旧王子小学校の校舎は1982 (昭和57) 年築の比較的新しい校舎であったことから、これに抜本的な改修と増築を行い、統合校の新校舎とすることとなった。

(※) 改修前の校舎のIs値は0.45、改修後の校舎のIs値は0.74

■ 整備スケジュール

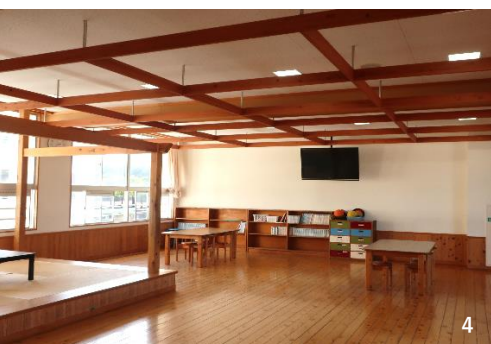
全体工期	平成18年7月1日～平成24年12月20日
教育環境整備計画審議会	平成18年7月～平成19年 3月
建設協議会	平成20年7月～平成22年 3月
設計	平成22年7月～平成23年 3月
施工	平成23年8月～平成24年12月

■ 平面図



■ 一体的整備における課題等

区分	施設整備時において課題となった点、苦勞した点等	課題等への対応
●設計プロセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4校を2校とする市の学校再編計画において、施設の老朽度合から1校は「新築」、1校は「改修」とする方針が示され、改修となる本校については新築校と同等の教育環境の改善が求められた。 ・統合校の建設地について、地域や保護者から多数の意見が出た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の検討において、統合対象校の既存施設と活動の様子を調査するとともに、児童と教職員を対象としたアンケートや各種のワークショップを行い、意見交換や意識の高揚、課題の解決を図った。 ・ワークショップは、統合校の関係者の交流を促すことも目的とし、地域連携・開放をテーマとしたグループ討議や児童アンケートの報告などを行った。 ・統合校建設協議会と教職員連絡協議会は、それぞれの検討状況を共有できるよう、計画目標を示しながら進めた。 ・建設地について、市教委主催の協議会を持ち、何度も話し合った。
●教育環境向上の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・改修前の校舎は、教室内の空間や廊下の幅が狭く、施設全体の老朽化が進んでいた。 ・工事期間中は仮設校舎で対応し、特別教室など教育活動の場所が手狭であった。 ・工事のため、運動場が狭くなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室空間を確保するため、一部増築により、低学年は教室前に縁側空間とアルコーブを設けて教室の充実を図り、中高学年は余裕教室の転用とグラウンド側への増築でオープンスペースを設けた。 ・中庭に図書館を増築し、学校の中心とした。 ・内装は地域材で木質化を図った。 ・社会見学や施設訪問など、仮設校舎の設備では学習できないところを補うようにした。 ・工事期間中は運動会等の行事を近隣の中学校グラウンドで行った。
●法的制約や法解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・二方向避難経路の確保 ・遡及適用について 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の防火避難規定（解説）における歩行距離の緩和に係る内装不燃化の範囲を参考に設計した。 ・増築面積を既存校舎床面積の1/2の範囲内にとどめた。
●整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費の抑制について ・備品等の購入について 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装で使用する地域材の使用量を極力減らすことなく、サッシのグレード変更やその他の材料変更によりコストの総額を抑えた。 ・施設整備だけでなく、教室の空間を構成する備品の購入に努めた。



1, 2. 中庭に図書館を増築し、校舎の中心に配置。調べ学習の場としても利用。

3. 中庭側に増築したスペースを低学年教室の拡張スペースとして利用。内装を地域材で木質化することで、改修でありながらイメージを一新。

4. 中・高学年の教室まわりには多目的スペース・多目的コーナーを配置。

5. 低学年の教室には「デン」と手洗い場を設置。

6. 多目的コーナーを活用して端末充電保管庫を設置。

7. wifi環境が整備された体育館で端末を活用して授業を行う様子。



1-5. 順化小学校

福井県福井市

学校規模 6(2)学級、123人
 敷地面積 14,274㎡
 保有面積 校舎：3,587㎡/屋体：1,520㎡
 構造 校舎：RC造3階建/屋体：S造2階建
 竣工年 1966(昭和41)年

※学級数のカッコ内は特別支援学級数を表す。



■ 整備の背景

小学校の老朽化が進み、児童数の減少から余裕教室が生じていた。また、同じ地区内にある公民館は老朽化と耐震性の問題から建替や移転の必要があった。

このため、校舎を長寿命化した上で学校に公民館の機能を移転し、余裕教室を有効活用するとともに、教育環境の向上と公民館機能の充実を図ることとした。

■ 整備スケジュール

全体工期	平成30年12月～令和2年2月
説明会(保護者、住民等)	平成29年12月～平成30年1月
学校検討委員会	平成30年1月～平成30年3月
基本設計	平成29年12月～平成30年3月
実施設計	平成30年5月～平成30年11月
施工(1期)	平成30年12月～令和元年7月
施工(2期)	令和元年7月～令和2年2月

■ 余裕教室の活用

区分	部屋名	複合化前		複合化後	
		室数	面積	室数	面積
学校	普通教室、特支学級	8室	約4,630㎡	7室	約3,600㎡
	特別教室	10室		10室	
	管理室	4室		4室	
	児童クラブ	2室		2室	
	余裕教室	6室		—	
公民館			0㎡	7室	約1,030㎡

■ 長寿命化改修の主な内容

(長寿命化)

- ・コンクリートの中性化対策、鉄筋の腐食対策及び鉄筋のかぶり厚さの確保
- ・屋上、外壁への耐久性に優れた材料の使用
- ・断熱(屋上、壁)、強化複層ガラスによる省エネルギー対策や安全対策
- ・建具取替、内部(床・壁・天井)改修
- ・照明器具のLED化、空調設備の設置、給排水配管・器具更新

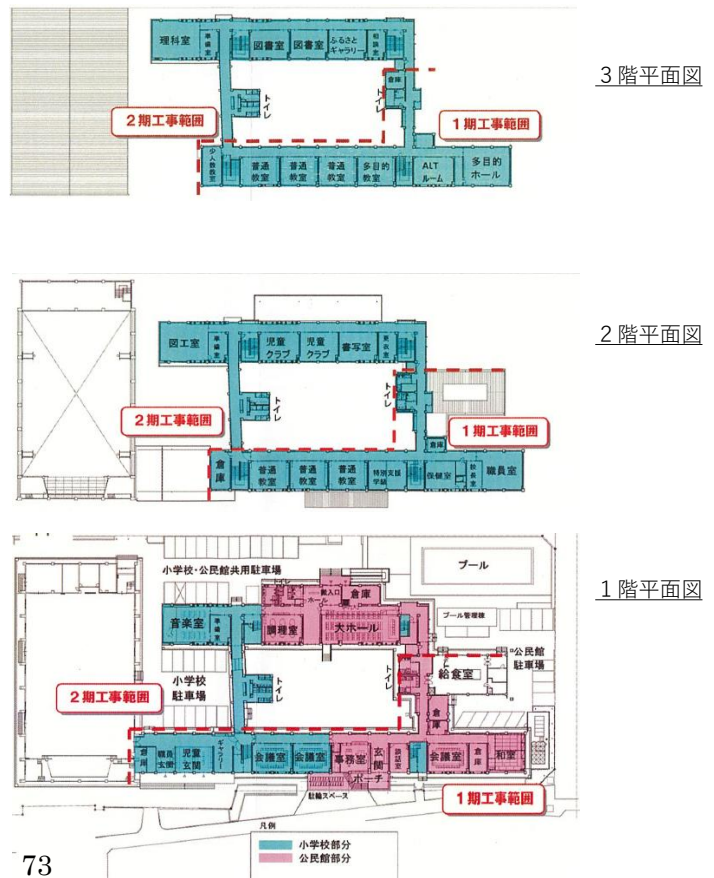
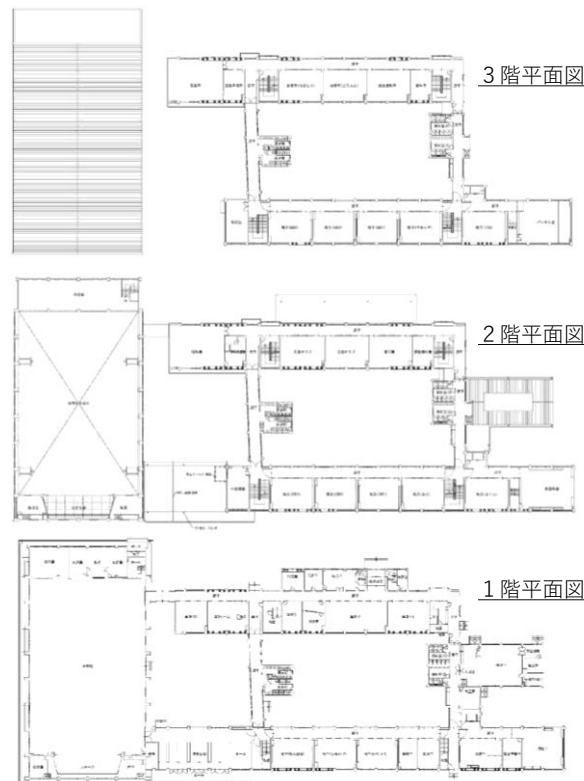
(複合化)

- ・公民館玄関ポーチの増設、スロープの整備
- ・公民館と学校が相互に利用できる調理室、大ホール等の整備
- ・駐車場の拡充及びアスファルト舗装

■ 平面図

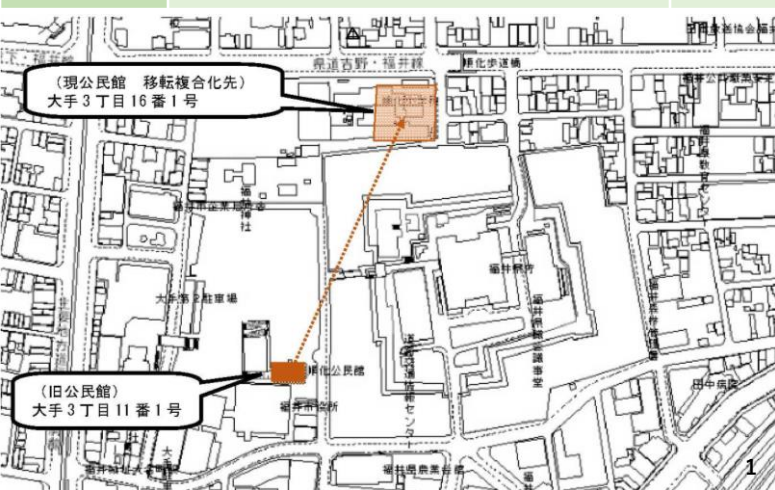
〈改修前〉

〈改修後〉



■ 一体的整備における課題等

区分	施設整備時において課題となった点、苦勞した点等	課題等への対応
●設計プロセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との合意形成について ・複合化に際しての設計上の意思疎通、意見集約等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設マネジメント計画（H27.3）において、地域施設や学校施設の有効活用のための手法として複合化を位置づけており、それを踏まえて検討を実施。 ・保護者等の関係者への説明と併せ、公民館複合化検討委員会を開催するが、整備手法が複合化ありきだという反対意見が上がった。そのため、①耐震化、②現地建替、③移転新築、④小学校敷地内新築、⑤複合化、の5つの整備手法案を改めて示し、そのうえで⑤複合化に概ね了承を得た。 ・部屋を学校と公民館で共用で利用する際の運用や管理主体等について、各関係者の意見のすり合わせに苦勞した
●教育環境向上の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化における配慮、利点等について ・既存校舎を利用する関係上、小学校玄関と職員室が遠くなった。施錠箇所が増え、教室移動に支障が出た。 ・従来の小学校玄関（北側）が公民館の玄関となったため、車での来校者が不便になった。 ・居ながら改修について 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館は高齢者等に配慮して1階に配置し、身障者専用駐車場とスロープを設けた出入口を設けた。普通教室は日当たりが良く騒音の少ない南校舎に集約し、道路に近接した北校舎には特別教室や児童クラブ等を配置した。 ・会議室や調理室を学校と公民館で共有で運用している。お互いの交流が生まれるなどの利点がある一方、調理台の高さなど使い勝手の課題もある。 ・児童の安全確保のため防犯カメラを増設したほか、小学校玄関だけでなく公民館玄関にも学校同様のインターホン、電子錠を設置して建物の出入をチェックするとともに、建物内の相互間扉を施錠できるようにしている。 ・北側に、職員室から開錠可能な通用口を設けた。 ・工事中の児童の安全確保のため、第1期工事では全ての機能を一旦北校舎に移して南校舎を施工、その後夏休み期間中に学校機能を南校舎へ移し、北校舎及び渡り廊下棟部分を第2期工事として施工した。 ・一つの特別教室を複数の科目で兼用するなど工夫して対応した。
●法的制約や法解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・1階が公民館、2・3階が学校であるため、防火避難関係規定（令112条18項の異種用途区画、令121条の2以上の直通階段）をどうクリアするのが課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異種用途区画のため1階の階段室を区画する必要があったが、階段室が狭かったため、階段を一部改造して廻り階段にすることで避難経路を確保した。
●施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の老朽化が進み、児童数の減少から余裕教室が生じていた。公民館は老朽化と耐震性の問題から建替や移転の必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設マネジメント計画において、地域施設や学校施設の有効活用のための手法として複合化を位置づけており、それを踏まえて検討を実施。（再掲）



1. 周辺配置図（公民館の移転前後の位置関係）。
2. 校舎1階に新たに設けられた公民館入口（2階以上が小学校部分）。バリアフリー化のためスロープを設置。景観への配慮から、改修にあわせて落ち着いた色調のサッシに変更。
3. 公民館エリアにある「調理室」は学校も利用することが可能。学校側からは廊下奥の扉から入る。
4. 学校エリアにある「会議室」は公民館も利用することが可能。手前の視線の通る扉で仕切られている。

II - 1. 教室空間の改善・充実

余裕教室の活用による3教室分を2学級分の空間として利用

富山県南砺市立井波中学校

長寿命化改修において、生徒の主体的・協働的な学びが行えるよう、生徒数の減少により生じた余裕教室を「学年ルーム」や「教科専用室（英語・社会）」として、普通教室と一体的に使用できる位置に整備している。

施設概要（整備当時）

校舎面積	5,676㎡
生徒数	209人
学級数	6学級（特別支援2学級）
完成	平成29年3月



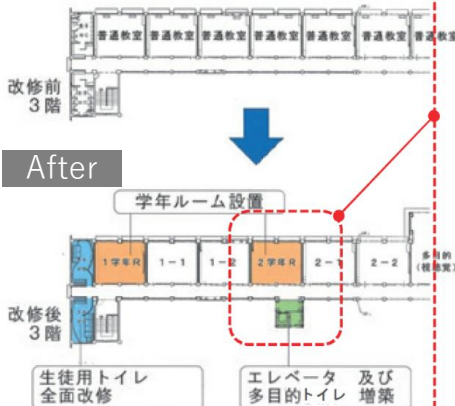
学年ルーム



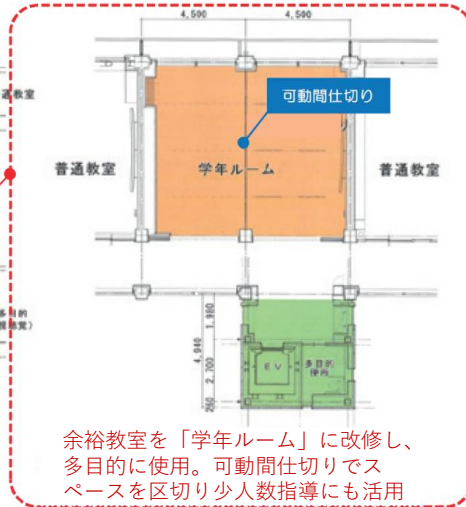
学年ルーム内の可動間仕切りでスペースを区切り少人数学習の場としても使用

写真：南砺市教育委員会提供

Before



After



余裕教室を「学年ルーム」に改修し、多目的に使用。可動間仕切りでスペースを区切り少人数指導にも活用

空間デザインの創意工夫によるゆとりのある教室環境の実現

岩手県陸前高田市立高田東中学校

学年2学級の中学校整備において、2つの普通教室の間に、ほぼ同じ広さの多目的スペースを配置。壁の一部を可動式の間仕切りとし空間的・機能的なつながりを持たせている。また、ロッカー等を教室周辺に配置し、ゆとりのある教室環境を確保している。

施設概要（整備当時）

校舎面積	4,493㎡
生徒数	184人
学級数	6学級（特別支援2学級）
完成	平成28年10月

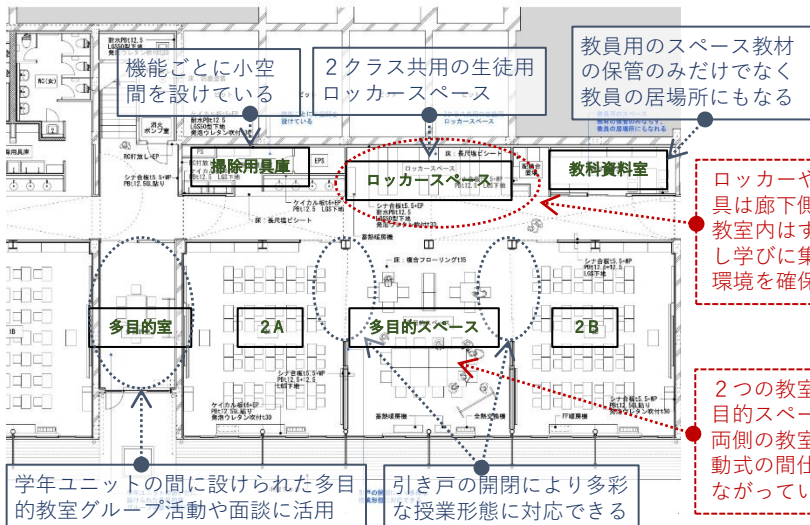


教室に隣接した多目的スペース



普通教室：右側壁面の引き戸を開くと多目的スペースにつながる

写真(上)・図：株式会社SALHAUS提供、写真(下)：ポインクス株式会社提供



ロッカーや掃除用具は廊下側へ配置し、教室内はすっきりとし学びに集中できる環境を確保。

2つの教室の間に多目的スペースがあり、両側の教室と一部可動式の間仕切りでつながっている。

学年ユニットの間に設けられた多目的教室グループ活動や面談に活用
引き戸の開閉により多彩な授業形態に対応できる

II - 2 . 特別教室の創造的空間への転換

高度な学びを誘発する創造的空間「未来の教室」に転換

筑波大学附属小学校

附属校の使命である先導的教育・教師教育拠点の一環として、ICTに対応した発信型の総合活動及び教科教育を行える「未来の教室」（現：ICTルーム）を整備。

複数の壁面を活用して多正面のある創造的な空間にコンバージョンし、ICTを活用した学習の可能性を探るとともに、教員を対象に授業の提案やシンポジウム等を実施している。

施設概要（整備当時）

校舎面積	5,015㎡（1号館）
児童数	947人
学級数	24学級
完成	平成25年



総合教室（改修前）



複数面のプロジェクタ付きスクリーンや可動式の机・椅子が整備された「未来の教室」（現：ICTルーム）に転換



ICTを活用した学習の可能性を探るとともに、教員を対象に授業の提案やシンポジウム等を実施

写真：国立大学法人筑波大学提供

ICT教育に対応した明るく多目的な空間「ミラクルラボ」に転換

神奈川県小田原市立新玉小学校

小田原市では、地元材を活用して内装木質化を図る「学校木の空間づくり事業」を行っている。教室や廊下等を木を使い温もりが感じられる学習・生活空間に改修している。

本事業4校目の新玉小学校では、パソコン室を「ミラクルラボ」にするなど、多様な学習形態に合わせた

空間や教室以外の児童の居場所などを木を用いて整備している。

施設概要（整備当時）

校舎面積	5,539㎡
児童数	166人
学級数	8学級（特別支援2学級）
完成	令和3年9月



パソコン室は、端末による授業や多目的利用ができる「ミラクルラボ」に転換



内装木質化、映像等を表示する壁面、家具の工夫により豊かな空間を創出

写真：図：小田原市農政課（令和3年度学校木の空間づくり事業「新玉小学校内装木質化」）提供

II - 3. 工夫による学習空間の創出

家具の配置の工夫による教室と連続した空間の利用

京都教育大学附属桃山小学校

1人1台端末環境を10年にわたり実現している。また、普通教室と多目的スペースの仕切りを、可動式の壁（ホワイトボード付きロッカー）とし、教室の連続したフレキシブルな利用が可能な空間としている。教師が学習に合わせて空間をマネジメントしている。

施設概要（整備当時）

校舎面積	5,771㎡
児童数	423人
学級数	12学級
完成	令和2年12月



普通教室と連続した多目的スペース
(小学校高学年エリア)



ロッカーの背面が
ホワイトボード



窓側に設置されたカウンター



ホワイトボード付きロッカーを移動し、教室を拡張して利用

写真:国立大学法人京都教育大学 附属桃山小学校提供

庁舎内に柔軟で創造的な学習空間を整備して学校と一体的に利用

大阪府田尻町教育委員会

田尻町立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に隣接する敷地に、分散する教育委員会の事務機能を集約する新教育センターを開設（令和3年8月）。1階に教育委員会事務局事務室を、2階に教室・個別指導室を整備している。

小・中学校の敷地から敷地外へ出ることがなく当該施設へアクセスすることが可能である。当該施設での様々な活動を検証・分析し、今後の老朽化した小・中学校の整備計画に役立てていくこととしている。



周辺配置図

教育センター施設概要

- ・軽量鉄骨造 1棟2階建
- ・延べ床面積 約720㎡
- 1階 教育委員会事務局事務室
- 2階 教室・個別指導室



小・中学校共用のグラウンドに隣接して設置し、小・中学校の敷地から直接アクセスできる



ICT機器を配備し、8分割することが可能な学習スペース（2教室分の広さ）を整備。前後壁面ホワイトボード、1人1台端末やワイドプロジェクター、デジタル教科書等のICT機器を活用した授業や、少人数のグループ学習など多様な学習スタイルに柔軟に対応できる

写真・図:大阪府田尻町教育委員会提供

	施設名	建築年度
①	小学校（旧館）	1960
②	小学校（新館）	1975
③	小学校（管理棟・体育館）	1986
④	中学校（旧館）	1963
⑤	中学校（新館）	1977
⑥	中学校体育館	1969
⑦	給食棟	1975
⑧	幼稚園・保育所	2004
⑨	なかよし学級	1995

周辺建物名称

II - 4 . 地域に根差した教育環境の整備

地域と連携・協働し、ともに創造する共創空間を生み出す複合化・共用化

滋賀県近江八幡市立桐原小学校

近江八幡市では、東日本大震災を契機として、学校の耐震化対策と合わせて小学校区単位で、小学校とコミュニティセンターとの一体的整備を行う「コミュニティエリア」の整備を進めており、「桐原コミュニティエリア」は5例目となる。

地域住民で構成された「桐原コミュニティエリア再構築委員会」において、小学校施設とコミュニティセンター施設について、目指す姿や整備方法について検討が行われ、学校と保護者、地

域住民がともに知恵を出し合い、協働で子供たちの豊かな成長を支えていくことや、コミュニティセンターが小学校の連携はもとより、学区の防災の司令塔としての役割も持たせていくことが複合化の整備方針として掲げられた。

小学校、コミュニティセンター、子どもの家（学童保育）で構成するコミュニティエリアが整備されるとともに、学校と地域との連携を促進する観点から、小学校とコミュニ

ティセンターで、図書館や調理室など共用可能なスペースをセキュリティ対策・管理区分を考慮の上、計画している。

施設概要（整備当時）

建物面積	8,810㎡（学校のみ）
児童数	469人
学級数	13学級（特別支援3級）
完成	平成28年3月



学校とコミュニティセンターとの境界（管理区分）は、見通しのよい扉・シャッターで仕切られており、日中と夜間・休日等で管理エリアを変更している（境界の位置：日中は写真左、夜間等は写真右）



学校の体育館やホール、音楽室は、コミュニティセンターと小学校の間に配置され、夜間、休日等にコミュニティセンターと一体的に利用することが可能

脱炭素社会の実現と環境教育に貢献する学校施設の『ZEB』化

岐阜県瑞浪市立瑞浪北中学校

市内3校の統合再編によって平成31年4月に開校した中学校である。新しい学校づくりは、文部科学省の「スーパーエコスクール実証事業」の認証を採択を受け、年間のエネルギー消費量を実質上ゼロとするゼロエネルギー化とともに、次世代の学校施設の在り方、

環境教育の在り方について情報発信することを目指して取り組まれた。

令和元年9月から令和2年8月の1年間で、全国の小中学校施設として初めてとなる、建物のエネルギー消費量が実質ゼロであるZEBを達成した。

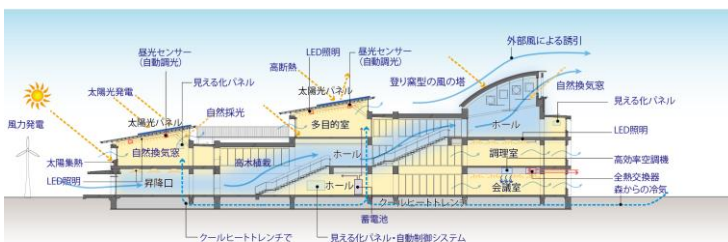
施設概要（整備当時）

建物面積	8,090㎡
生徒数	341人
学級数	12学級（特別支援2学級）
完成	平成31年1月

■主な導入設備

負荷の抑制	①断熱の強化 ②日射の遮蔽	屋根・外壁の断熱強化、low-e複層ガラス ライティング、low-e複層ガラス
自然エネルギー利用	③自然換気・ハイバース ④自然採光 ⑤地中熱利用	中間期における換気、夜間の躯体蓄熱 昼光LEDによる照明制御 ケルヒートポンプ、井水・湧水の熱源水利用
機器の高効率化	⑥高効率機器の導入	高効率ヒートポンプ、HF-LED照明、全熱交換器、トランス変圧器等
再生可能エネルギー	⑦太陽光発電 ⑧風力発電	屋根面に100kW相当のPVを設置 小型風力発電機
ゼロエネルギー化	⑨適切な運用管理	「つかう・つくる」の見える化

※普通教室への冷房設置の有無は、設計期間中に検討する。



写真：車田写真事務所提供、資料：日建設計・岐阜県瑞浪市教育委員会提供



普通教室：自然光、LED照明、照明制御の組み合わせにより照明エネルギーを削減

エコモニター：各教室に温度・湿度、二酸化炭素濃度を表示し、生徒がモニターを見ながら照明や空調の調節

■『ZEB』達成の概要

（計測期間：令和元年9月～令和2年8月（1年目））

- ①様々な省エネ手法の効果により▲50%
- ②太陽光発電の発電量を学内消費▲72%
- ③余剰電力を電力会社へ売電し、地域の省エネに寄与。この効果も加味することで▲101%

11-5. 多様な教育的ニーズに対応した環境の整備

共に学び、共に育つための特別支援学級の教室配置の計画

北海道黒松内町立黒松内小学校

1-1で取り上げた黒松内小学校では、長寿命化改修に際し、改修前には分散していた特別支援学級を3つの小教室と共用のワークスペースからなるワンルームの構成とし、保健室やバリアフリートイレを隣接して配置することで、落ち着いた教育環境を実現。併せて、スロープやエレベーターの設置により校舎内の移動や交流を容易にした。



校舎入口にスロープを設置（写真上）。特別支援学級の3つの小教室のうち1つは音に配慮して間仕切りを設けている（写真下、右端）。保健室、バリアフリートイレと隣接した、まとまりのある配置（右図）

図、写真下：「黒松内小学校エコ改修」（令和3年11月30日 黒松内町教育委員会、黒松内小学校）より引用

岐阜県岐阜市立岐阜小学校

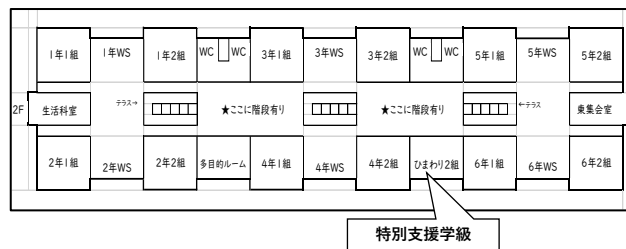
岐阜小学校では、特別支援学級を学校の中心に配置することで、日常的な交流が自然に行われるようにしている。

自然な交流の中で、互いに思いやる気持ちや助け合うことなど、共に学び合うインクルーシブ教育を行っている。

施設概要	
建物面積	6,334㎡
児童数	302人
学級数	14学級（特別支援2学級）
完成	平成21年10月



子どもたちの日常的な交流の様子（写真：交流掃除）



図、写真：岐阜小学校より提供

特別支援学校と小学校の併設による円滑な交流・共同学習の場の創出

神奈川県立秦野養護学校（知的障害教育部門小中学部） 神奈川県秦野市立末広小学校

市内になかった県立養護学校の知的障害教育部門小中学部を市立小学校の空き校舎に新たに開設。「秦野の子は秦野で」というコンセプトのもと平成28年度にスタートした。開設にあたっては、トイレや昇降口のバリアフリー化など必要な改修を実施した。

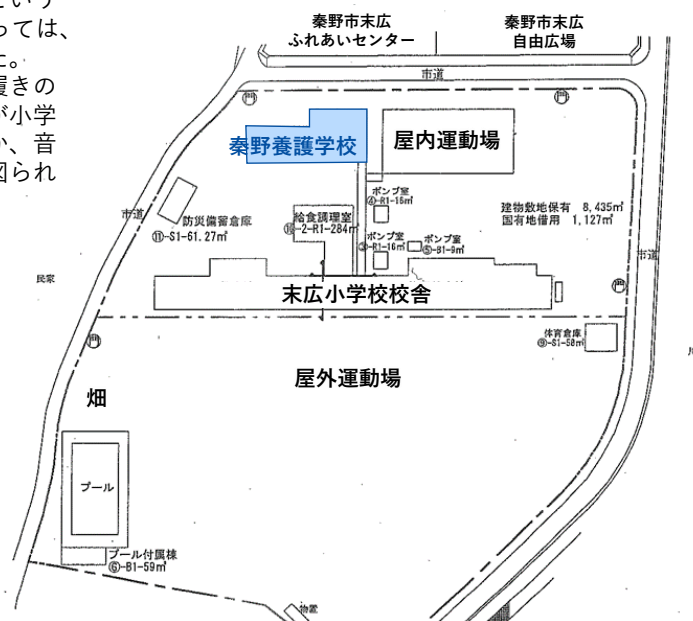
両校の校舎及び屋内運動場は屋根付きの通路を介して上履きのまま行き来できるようになっており、養護学校の子供たちが小学校校舎内の多目的室や屋内運動場を授業で利用しているほか、音楽鑑賞や避難訓練を合同で実施するなど、日頃から交流が図られている。



小学校の屋内運動場における養護学校の授業（写真左）。屋外運動場における養護学校、小学校合同の避難訓練（写真右）

図、写真：「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会（第3回）（令和3年12月17日 文部科学省）配布資料より引用

施設概要	（秦野養護）		（末広小）	
	建物面積	817㎡	5,806㎡	
生徒数	小学部 21人	531人		
	中学部 13人			
完成	昭和56年	昭和52年		



学校施設整備指針の改訂の方向性

- 学校施設整備指針（以下「整備指針」という。）は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など、学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものであり、学校種¹ごとに策定されている。
- 現行の学校施設整備指針は、教育の動向や学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、平成31年改訂をはじめ、数次に渡り改訂が重ねられてきた。このことにより、学習指導要領の改訂やICTの活用、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働、小中一貫教育、学校施設の複合化、長寿命化対策など、本報告書でも提言した事項も含め、様々な観点から記述の充実が図られてきた。
- 以下、本報告で提言された内容及び現行の整備指針を踏まえつつ、更に内容の充実を図るべき事項を中心に、整備指針の改訂の方向性を整理する。

※ 以下の項目番号等は報告本文の項目番号等と合わせている。各項目に沿って報告の要約を記載した上で、改訂の方向性を整理している。

※ 以下、小学校施設整備指針をベースに整理したものであり、明朝体になっている部分が整備指針の内容を、そのうち、下線部分が追記すべき内容を表している。学校種に合わせて、今後記述を整理する必要がある。

（1）新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

- 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿として、「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造することをキーコンセプトとして提示し、未来思考の4つの視点を整理。

【改訂の方向性】

- 整備指針にすでに散りばめられている視点もあるが、これからの学校施設整備を未来思考で捉えることの重要性に鑑み、指針の総則において明確化

⇒第1章総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 未来思考の視点的必要性

- ・学校施設整備に際して、児童がともに集い、学び、生活する実空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、

¹ 幼稚園施設整備指針、小学校施設整備指針、中学校施設整備指針、高等学校施設整備指針、特別支援学校施設整備指針がある。

未来思考をもって実空間を捉え直すことが重要である。

・ICTの活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが重要である。

・教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していくことが重要である。

・紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく可変性が重要である。

(2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

i) 変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成

- 新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり、ICTの活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となることから、学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、柔軟性・可変性のある空間づくりの必要性を提示。

【改訂の方向性】

- 現行の整備指針においては、柔軟性・可変性に関する留意事項は記載されているが、新しい時代の学びを実現する視点の重要性に鑑み、指針の総則において、以下の視点を明確化

⇒第1章総則 第1節 学校施設整備の基本的方針

1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

- ・学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

ii) 多様な学習活動を展開できる教室空間

ii-1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

- GIGAスクール構想の実現の観点から、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、学校の建築時、あるいは、既存施設の改修時において、各学校の学級規模も考慮しつつ既存の面積資源の有効活用・再配分を行い、学習・活動内容を踏まえた教室サイズの検討を推進する必要性を提示。創意工夫の一つとして、1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備について提示。

【改訂の方向性】

- 現行の整備指針においては、多様な学習形態等への対応について留意事項は記載されているが、1人1台端末環境のもと、新しい時代の学びを実現する視点の重要性に鑑み、指針の総則において、以下の視点を明確化

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として計画することが重要である。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・多様な規模、数の学習集団の編制に柔軟に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。この際、新しい生活様式や各学校の学級規模も考慮しつつ、1人1台端末環境等に対応した机や家具の配置や学習・活動内容を踏まえた面積を計画することが重要であり、既存施設の改修時においては、既存の面積資源の有効活用・再配分を行うことも重要である。

⇒同章 第2 学習関係諸室 2 普通教室

- ・情報端末を活用した学習の円滑な実施も考慮し、多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とともに、児童の生活の場としてふさわしく児童にとって魅力ある場として計画することが重要である。

ii-2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

- 多様な学習活動を展開できる教室空間の創意工夫の例として、多目的スペースの活用を提示。音環境や温熱環境等への配慮や、教職員の共通理解の必要性等を提示。

【改訂の方向性】

- 整備指針においては、平面計画、各室計画において多目的教室の留意事項が記載されているが、本報告で示された留意事項も整備指針に明確化

⇒第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 3 多目的教室

- ・天井・壁への吸音材の整備や可動間仕切りの整備、家具の配置等により、多目的教室の音響及び多目的教室を介在した隣接教室間の音の伝搬等について配慮するとともに、温熱環境や教職員の視認性等への配慮も含め、総合的に計画することが重要である。

(参考)

○ 整備指針には、第1章総則 第3節 5 関係者の参画と理解・合意の形成において、以下について記載。

- ・より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。

ii-3) ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

○ 創意工夫の一つとして、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用するなどの工夫を提示。

【改訂の方向性】

○ 整備指針においては、各室計画において収納棚の留意事項が記載されているが、本報告で示された留意事項も整備指針に明確化

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 2 普通教室

- ・収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。この際、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式の収納棚とし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。

iii) 様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開

○ 異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的なゾーンとして機能させることなど、特別教室の創意工夫について提示。

【改訂の方向性】

○ 整備指針において、教科等横断的な学習の視点について追記

⇒第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・総合的な学習や教科等横断的な学習等に対応し、普通教室、多目的教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

・特別教室は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらの教科に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

・教科等横断的な学習のために各教科等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。

※令和3年5月、高等学校施設整備指針に反映。教科担任制を前提とした記載。

○コンピュータ教室、視聴覚教室については、各学校設置者において、教科・科目の内容に応じ、その役割を捉え直し、他の学習空間との有機的な連携・分担を図ることを促すべく、以下のとおり記載。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室

13 視聴覚教室 14 コンピュータ教室

・1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室（コンピュータ教室）については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。

iv) 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

○ デジタル化の中で、学校図書館が読書・学習・情報のセンターとしての機能を十分に果たすことができるよう、その在り方を提示。

【改訂の方向性】

○ 整備指針においては、平面計画、各室計画において図書室の記載があるが、学習・情報センターとしての位置づけを強調

⇒第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 8 図書室

・デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画することが望ましい。

※現在の整備指針では「有効である」の表記。以下も同様。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室

・デジタル化の中で、コンピュータ教室等と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とするこ

とが望ましい。

※コンピュータ教室を別に設けずに一体として整備する場合もあるため

v) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

- 多様な学習活動を展開するため、1人1台端末に対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫などの設備、家具の配置の工夫について提示。

【改訂の方向性】

- 整備指針の各室計画、詳細設計において、情報機器や学校用家具について記載。本報告を踏まえて、以下のとおり記述を充実。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備 2 ICT環境の充実

- ・児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成や、校務情報化に資するため、無線LANの整備など、ICTを日常的に活用できる環境の整備や情報端末、大型提示装置、遠隔会議システム、統合型校務支援システム等の機器の導入を積極的に計画することが重要である。

⇒第4章 各室計画 第1 基本的事項 3 ICT環境の充実

- ・日常的なICTの活用を考慮し、無線LANやコンセントを設けることが重要である。その際、情報端末の収納場所、充電場所についても計画することが重要である。

⇒第4章 各室計画 第1 基本的事項 7 学校用家具

- ・室内空間を構成する要素として家具は重要であり、場面に応じた多様な活動の展開や豊かな環境づくりの観点から、家具も含めて、一体的に学びの空間を計画することが重要である。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・ICTを日常的に、かつ学校内の様々な場所において活用できるよう、無線LANやコンセント等を計画することが重要である。また、大型提示装置等の導入について計画することが重要である。

⇒第5章 詳細設計 第5 学校用家具 1 共通事項

- ・情報端末を活用した学習の円滑な実施に対応するため、教室用机については、情報端末や教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる大きさのものを導入することが重要である。

vi) 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間

- 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するため、執務空間やラウンジ等の空間、教材研究・準備のための空間等について提示。

【改訂の方向性】

- 整備指針においては、働き方改革の視点は、すでに平成31年の指針改訂時に一定反映済であるが、令和3年の高等学校の整備指針改訂時に記述を充実したこと等を踏まえ、以下のとおり記述を充実。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 19 教材・教具の作成・収納空間

- ・遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影やオンライン会議・研修のための空間を確保できるような面積、形状等とすることも有効である。

⇒第4章 各室計画 第10 管理関係室 3 職員室

- ・情報機器や事務機器を利用し教材の制作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間を確保したり、遠隔会議システムや、児童の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童への情報伝達や児童からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
- ・リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができ、湯沸し・流し等を備えたゆとりのある空間を職員室と一体に、又は隣接した位置に確保することが重要である。
- ・情報管理に十分配慮し、必要に応じて、児童や外来者の立ち入り範囲を明確にゾーニングできることが重要である。

vii) 9年間を見通した義務教育を支える施設環境

- 9年間を見通した義務教育の在り方等を踏まえ、小中一貫した教育課程に対応した施設環境等について提示。

- 整備指針においては、平成 28 年に、小中一貫教育に適した学校施設の留意点等について記述を充実。総則において、施設形態ごとの留意事項について詳細に規定。

viii) 特色・魅力ある高等学校づくりを支える施設環境

- 新時代に対応した高等学校教育の在り方等を踏まえ、高等学校施設の在り方を提示。
- 令和 3 年に高等学校の整備指針を改訂し、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等の教育目標等に基づき、地域社会や高等教育機関、企業等との連携・協働を推進するなど、特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備の留意事項について詳細に規定。

ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

(インクルーシブ教育システムの構築)

- インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮等を提示。また、医療的ケアの実施に配慮されたスペースなど、特別支援教育に対応した施設の在り方について規定。

【改訂の方向性】

- 令和 2 年の学校施設バリアフリー化推進指針の改訂、令和 3 年の高等学校の整備指針の改訂において、特別支援教育への対応の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。
- このほか、現在、「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会」において、鋭意検討中であり、最終的には同部会の提言も踏まえて追加修正予定。

(高等学校の整備指針において反映された視点)

⇒ 「本指針を活用するにあたっての留意事項」

○ 学校施設バリアフリー化推進指針との関係性

「学校施設バリアフリー化推進指針」は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や、学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

同指針は、令和 2 年 5 月に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等を踏まえ、わかりやすく円滑に建物に至ることができる配置計画や、わかりやすく快適に動きやすい平面計画、使いやすく安全で快適な各室計画における留意事項を詳細に整理したものである。

このため、学校施設を計画・設計する際には、学校施設整備指針と併せ、学校施設バリアフリー化推進指針の記載についても参照すること。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応
第3 地域と連携した施設整備 2 学校開放のための施設環境

- ・ユニバーサルデザインの定義を追加

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であり、一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていただけるような社会の構築に向け、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」デザインする考え方。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 1 昇降口、玄関等

- ・昇降口、玄関等に設置する案内表示は、多様な利用者を想定し、認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本産業規格（JIS）の案内図記号^{*}を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。

※案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

⇒第6章 屋外計画 第5 その他の屋外施設 3 駐車場、自転車等駐車場

- ・建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保するとともに、わかりやすい表示とすることが望ましい。

（児童生徒の多様化への対応）

- 外国籍の児童生徒、性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒、不登校児童生徒など、児童生徒の多様化に対応した施設の在り方を提示。

【改訂の方向性】

- 令和3年の高等学校の整備指針の改訂において、多様化する生徒への対応の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。
- 現行の整備指針には、教育相談室（心の教室）の記載があるとともに、国際理解の推進の視点も記載。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

- ・性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例^{*}を踏まえたより多くの児童が快適に学べる施設環境の整備を検討するこ

とが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室として使用したり、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童が使用したりできる運営とするなどの事例を指す。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 3 児童更衣室等

・性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例*を踏まえたより多くの児童が快適に学べる施設環境の整備を検討することが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室として使用したり、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童が使用したりできる運営とするなどの事例を指す。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 17 教育相談室（心の教室）

・日常にかつ学校内の様々な場所において ICT を活用した学習・指導を行うことができるよう、無線 LAN やコンセントを計画することが重要である。

※児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間についての留意事項は記載済

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

i) 快適で温かみのあるリビング空間

- 豊かな学習・生活の場となるよう、ゆとりと潤いのある居心地のよい学校施設として、子供たちの居場所となる温かみのある生活空間づくりを提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、生活空間に関する記述を追記

⇒第1章 総則 第1節 学校施設整備の基本的方針 2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

・児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1 生活の場としての施設

・学校施設全体が学びの場であるとともに、児童がゆっくり過ごしたり落ち着いたりすることができる居場所となるよう、また、空間への愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間を創意工夫により計画することが重要である。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室

・児童がその時々状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。

ii) 健やかで衛生的な環境の整備

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を提示。

【改訂の方向性】

- 令和3年の高等学校の整備指針の改訂において、衛生環境整備の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。
本報告で更に追記されている部分についても、整備指針に反映。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 2 健康に配慮した施設

・児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。

⇒第3章 平面計画 第5 共通空間 2 便所

・洋式便器かつ乾式*を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。

※乾式：床を乾いた状態で使用する方式。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

・便所は、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数の衛生器具を設置するこ

とのできる面積、形状とし、衛生環境改善の観点からも、窓を設けて採光、通風、換気に留意することや、洋式便器かつ乾式並びに非接触型の手洗い設備を採用するなど清潔で使いやすい計画とすることが重要である。

⇒第4章 各室計画 第10 管理関係室 4 保健室

- ・保健室について、休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保し、健康に関する情報を発信するなど、健康教育の中心となるようにするとともに、児童のカウンセリングのために、落ち着いた空間を確保することが重要である。
- ・児童の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

⇒第5章 詳細設計 第1 基本的事項 3 快適性

- ・自然採光、自然換気等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境及び衛生環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。

⇒第5章 詳細設計 第2 内部仕上げ 2 材質

- ・調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライシステムとすることが重要である。また、便所については、洋式便器かつ乾式とすることが重要である。
- ・手洗い設備の非接触化を計画することが重要である。

⇒第5章 詳細設計 第3 開口部 4 換気口等

- ・衛生環境の確保等の観点から、各室・空間の利用内容等に応じて十分な換気量を確保するため、換気設備等の状況に応じ、換気口を各室・空間に適宜設けることが望ましい。

⇒第8章 設備設計 第6 空気調和設備 3 冷暖房設備

- ・熱中症対策や衛生環境改善の視点から、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要であり、普通教室のみならず、特別教室等における設置も計画することが重要である。
- ・冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を導入することも重

要である。

- ・屋内運動場を体育活動や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討し、断熱性能を確保した上で、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- ・災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

i) 学校と地域が支え合い協働していくための共創空間

ii) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

- 地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域が連携・協働し共創していく空間の整備を提示するとともに、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等の推進を提示。
- 整備指針においては、平成 28 年に学校施設の複合化の視点について、平成 31 年に学校と地域の連携・協働の視点について、記述を充実。

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

①子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

i) 安全・安心の確保

ii) 避難所としての防災機能の強化

- 安全・安心な教育環境を確保する観点から、老朽化対策の着実な推進、避難所としての防災機能の強化等を提示。
- 整備指針においては、平成 26 年に学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化の記述を充実。平成 31 年にも防災機能の視点を追記。

②脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

i) 脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備

ii) 木材利用の促進

- 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を進めるため、エコスクールの取組を深化し、学校施設の ZEB 化を推進していくこと、また、学校施設における木材利用の積極的な推進を提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、脱炭素に関する記述を追記。
なお、木材利用の視点については、平成 28 年に記述を充実。

⇒第 1 章 総則 第 2 節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 6 環境との共生

- ・脱炭素社会の実現に向けて、施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。

※高校の整備指針の改訂時は「脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている中、」と表記。より一歩進んだ表現として修正。

- ・太陽光や太陽熱、風力、地中熱利用設備、バイオマス*など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減し脱炭素社会の実現に貢献するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。

- ・新築の際は、屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等により、ZEB*基準の水準の省エネルギー性能の確保*を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入することが重要である。既存施設の改修時においても、これらに準じた施設づくりを計画することが望ましい。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

※再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。

第4章 学校設置者における推進方策

（1）長寿命化改修等を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するため、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化改修等の取組を積極的に推進することを提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、長寿命化改修等に関する記述を追記

⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

・施設の安全性を確保しつつ、教育内容・教育方法等の変化に対応した豊かな施設環境を整備するとともに、工事費を抑制し、排出する廃棄物も少なくする観点から、長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。
この際、長寿命化改修が、単に当初の建築時の状態に復旧するのではなく、時代に即応した教育環境に向上させていくものであることに十分留意することが重要である。

※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

・長寿命化改修に際しては、学校全体を学びの場として捉えた上で、既存の面積資源を有効活用し、明確な目標のもとに再配分していくことが重要である。
また、構造体の耐久性や設備の健全性、避難動線、教室等の配置計画等、施設の状態や諸条件等について現状を分析し、取り得る手段を総合的に判断することが重要である。

(2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育環境の向上とコストの最適化等の観点から、首長部局との横断的な検討体制を構築し、中長期的視点から施設整備上の様々な工夫を講じていくことを提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記

→第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

- ・学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。
- ・域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。
- ・計画の策定に際して、地方公共団体においては、教育部局だけでなく、財政やまちづくり、公共施設、環境、防災、林政等を担当する首長部局との横断的な検討・管理体制を構築することが重要であり、検討結果を中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）に適時に反映することが重要である。

(3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI 等の多様な整備手法等の活用や、ながくよく使い続けるための施設整備と維持管理の着実な推進について提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記。

⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- ・学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、事故を防止するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。従来のような、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換していくことが重要である。

(参考)

- ・ PPP/PFI の整備手法については、以下のとおり、整備指針に記載。
- ・ より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

(4) 学校関係者等の参画による、豊かな学びの環境整備の推進

- 新しい時代の学びの実現に向け、学校関係者等が参画し、合意形成を図りながら検討していくプロセス等の重要性を提示。

【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記。

⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- ・当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが重要である。
- ・より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に発揮され、利用実態を踏まえた安全性を確保する上でも重要である。
- ・豊かで魅力的な学校設計にするために重要なのは、設計者の能力や経験などの資質である。そのため、学校設置者が示す新しい学校施設の在り方についての理解度や、計画的な工夫、アイデア、デザイン等の技術提案を受け、総合的に設計者を評価し選定することが重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される整備においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討することが望ましい。

